

東海大学教職員の皆様へ

団体総合生活保険ご加入のご案内

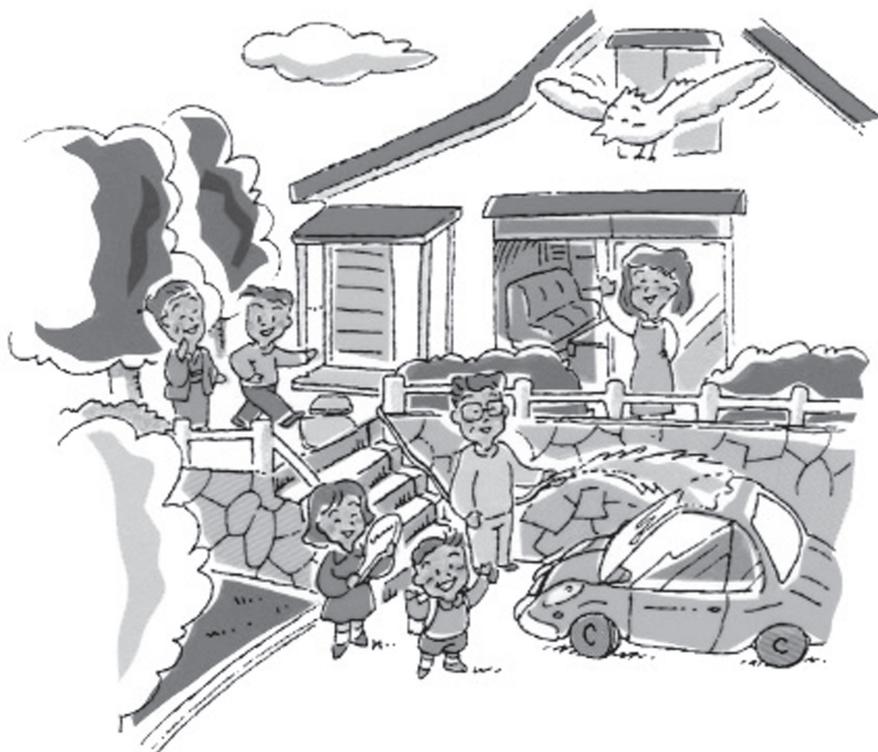
傷害補償 + **賠償責任** (日本国内において示談交渉つき)

〈オプション〉

生活用動産

団体割引

20%



保険期間 : 2019年7月1日午後4時から2020年7月1日午後4時まで1年間

保険料払込方法 : 毎月の給与より引き去ります (9月給与より引き去り開始)

募集期間 : 2019年5月31日(金)まで

加入方法 : 新規ご加入の方、変更を希望される方は、「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、各校舎・機関の厚生担当部署へご提出ください。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤り・変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

取扱代理店

東海ウイング株式会社

〒259-1142 神奈川県伊勢原市田中141-1 イイダビル4F

TEL **0463-97-4141** FAX **0463-97-4040**

湘南営業所 TEL **0463-58-6877** (平日9時~17時)

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課) 公務第二部 文教公務室

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

TEL **03-3515-4133** (平日9時~17時)

東海大学総務部人事課

団体総合生活保険の特徴

1 20%の割引が適用されます！
団体割引：20%

2 ご加入手続きが簡単です！
保険料の払込みは給与からの引き去りとなりますので、お手続きが簡単です。

3 自動
セット

メディカルアシスト

デイリーサポート

介護アシスト

充実したサービスにより安心をお届けします！
団体総合生活保険のすべての補償が本サービスの対象となります。
サービスの詳細は後記「サービスのご案内」をご参照ください。



補償ラインナップ

1. セットプラン（傷害補償+個人賠償責任）

ご本人 はもちろん、**ご夫婦** でも **ご家族** でもご加入いただけます。

〈傷害補償〉

(1) 傷害補償 例えば…交通事故によるケガ・工作中的ケガ・スポーツ中のケガ・家庭内でのケガ・旅行中のケガ

死亡・後遺障害

ケガで死亡されたり後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

入院・手術

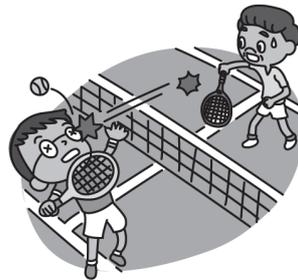
ケガで入院*1されたり手術*2を受けられた場合に、保険金をお支払いします。

- *1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
- *2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

通院

ケガで通院された場合に、保険金をお支払いします。

- ※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。



〈賠償責任に関する補償〉

(2) 個人賠償責任 例えば…買い物中、誤って商品を壊してしまった。・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。

日本国内外を問わず、日常生活の偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊してしまったため、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※個人賠償責任については日本国内での事故（訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

※(1)(2)(3)いずれかのコースのみご加入いただけます。

(1) 家族コース(Kコース)

型		家族型				
タイプ名		K1	K2	K3	K4	
保険料（月払）		5,000円	3,000円	2,000円	1,000円	
傷害補償	ご本人	死亡・後遺障害保険金額	10,500千円	4,000千円	2,900千円	2,100千円
		入院保険金日額*2（1日あたり）	6,000円	4,000円	2,500円	1,000円
		通院保険金日額（1日あたり）	3,000円	2,000円	1,300円	500円
	配偶者	死亡・後遺障害保険金額	7,200千円	3,400千円	2,000千円	1,500千円
		入院保険金日額*2（1日あたり）	5,000円	3,000円	1,200円	500円
		通院保険金日額（1日あたり）	2,500円	1,500円	800円	250円
	ご親族	死亡・後遺障害保険金額	4,000千円	1,800千円	1,300千円	800千円
		入院保険金日額*2（1日あたり）	2,000円	2,000円	1,200円	500円
		通院保険金日額（1日あたり）	1,000円	1,000円	800円	250円
個人賠償責任*3	保険金額	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	

(2) 夫婦コース(Fコース)

型		夫婦型				
タイプ名		F1	F2	F3	F4	
保険料（月払）		5,000円	3,000円	2,000円	1,000円	
傷害補償	ご本人	死亡・後遺障害保険金額	10,500千円	5,000千円	4,000千円	1,800千円
		入院保険金日額*2（1日あたり）	9,000円	6,000円	4,000円	1,800円
		通院保険金日額（1日あたり）	6,000円	4,000円	2,500円	1,000円
	配偶者	死亡・後遺障害保険金額	8,500千円	3,800千円	2,700千円	1,400千円
		入院保険金日額*2（1日あたり）	6,000円	4,000円	2,500円	1,500円
		通院保険金日額（1日あたり）	4,000円	2,500円	1,500円	800円
個人賠償責任*3	保険金額	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	

(3) 個人コース(Sコース)

型		本人型				
タイプ名		S1	S2	S3	S4	
保険料（月払）		5,000円	3,000円	2,000円	1,000円	
傷害補償	ご本人	死亡・後遺障害保険金額	17,500千円	10,000千円	8,900千円	2,700千円
		入院保険金日額*2（1日あたり）	15,000円	9,000円	6,000円	3,000円
		通院保険金日額（1日あたり）	10,000円	6,000円	3,000円	2,000円
個人賠償責任*3	保険金額	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	国内 1億円 国外 1億円	

- * 1 保険料は保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A（教職員、事務従事者等職種級別B以外）の方を対象としたものです。職種級別B（自動車運転者、建設作業員、農林業作業員、漁業作業員、採鉱・採石作業員、木・竹・草・つる製品製造作業員）の方は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。なお、夫婦型、家族型の場合、保険の対象となる方ご本人が職種級別Bに該当するときは、他の方を保険の対象となる方ご本人とすることにより、保険料が安くなることがありますので、詳しくはパンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。
- * 2 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- * 3 個人賠償責任の被保険者は上記（1）～（3）いずれのコースに於てもご本人・ご本人の配偶者・ご本人またはその配偶者の同居のご親族・別居の未婚のお子様となります。

2. オプション（住宅内生活用動産）

! 住宅内生活用動産プランに加入する場合は、セットプラン（傷害補償+個人賠償責任）にもご加入いただく必要があります。

住宅内生活用動産プラン（Dコース） 例えば…・自宅の火災により家財が焼失してしまった。・自宅に空き巣が入り、家財が盗難にあった。

日本国内で、自宅内の家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券（小切手は含みません。）、商品・製品等は、補償の対象となりません。



保険金額・保険料 ※ご加入人数は 1口のみ です。【保険期間：1年間、団体割引：20%】

タイプ名	D1タイプ	D2タイプ	D3タイプ	D4タイプ	D5タイプ
保険料（月払）	3,470円	1,910円	1,460円	1,270円	1,020円
保険金額（免責金額（自己負担額）：5,000円）	2,000万円	1,000万円	700万円	500万円	300万円

※住宅内生活用動産については、保険の対象となる方は、「家族型」でのお引受となります。

※単身赴任や、お子様の就学に伴う下宿先に所在する家財も補償の対象となります。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

〈保険の対象となる方〉

保険の対象となる方は下記のとおりです。

◆〈傷害補償〉について、下記の中からいずれかの型を選択していただけます。

	本人型	夫婦型	家族型
ご本人*1	○	○	○
ご本人*1の配偶者	—	○	○
ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	—	—	○
ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	—	—	○

※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任、住宅内生活用動産の被保険者の範囲は、①本人②本人の配偶者③被保険者本人またはその配偶者の同居の親族④被保険者本人またはその配偶者の別居の未婚の子となります。

※賠償責任に関する補償において、ご本人*1が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます（未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

*1 下表の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

	本人型の場合	家族型補償（本人型以外）の場合
①学校法人東海大学の教職員	○	○
②上記①の家族	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟	○
	上記①と同居されているご親族の方	×

【「保険の対象となる方（被保険者）」について】における用語の解説】

(1) 配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。

a. 婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。）。

b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

(2) 親族：6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます（配偶者を含みません。）。

(3) 未婚：これまでに婚姻歴がないことをいいます。

既加入者の皆様へ

団体総合生活保険 商品改定のご案内

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。弊社業務に関しましては、毎々格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在ご加入いただいております団体総合生活保険について、2017年10月1日以降始期契約より商品を改定させていただきます。

つきましては、以下のとおり改定の内容につきご案内させていただきますので、本改定についてご理解賜りますとともに、引き続きご愛顧を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬 具

各補償共通の改定内容

改定項目	概 要
配偶者の定義の見直し	戸籍上の性別が同一で、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方について、配偶者を含む取扱いとします（付帯サービスも含みます。）。
新サービス「介護アシスト」の提供開始	介護に関するご家族の負担を軽減する「電話介護相談」、「各種サービス優待紹介 *1」および「インターネット介護情報サービス」を行う「介護アシスト」の提供を開始いたします。 *1 サービスのご利用にかかる費用はお客様のご負担となります。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！ 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット

24時間365日受付*1

0120-708-110

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)



お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（いずれも法人は除きます。）と、
そのご親族（以下「サービス提供対象者」といいます。）からの直接の相談に限り
ます。（親族：配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族）

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

転院・患者移送手配*2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

*2 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。

・デイリーサポート

自動セット

受付時間：	・法律相談	：9:00～17:00
（いずれも土日 祝日、年末 年始を除く）	・税務相談	：14:00～16:00
	・社会保険に関する相談	：9:00～17:00
	・暮らしの情報提供	：10:00～16:00
	・電話介護相談	：9:00～17:00

0120-285-110

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

法律・税務・社会保険・介護に関するお電話でのご相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

※サービス提供対象者からの直接の相談に限りです。

生活支援サービス

- ・法律・税務相談*1
- ・社会保険に関する相談*2
- ・暮らしの情報提供

*1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

*2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

介護関連サービス



- ・電話介護相談（介護保険制度やケアプランについてのご相談等、介護全般に関わることに関する相談）
- ・インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」
ホームページアドレス
<http://www.kaigonw.ne.jp/>

・介護アシスト

自動セット

受付時間（電話介護相談、各種サービス優待紹介）
：9:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）

0120-428-834

(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

介護に関する相談に電話でお応えします。また、高齢者の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。

※サービス提供対象者からの直接の相談に限りです。

インターネット介護情報サービス

ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

インターネット介護情報サービス

「介護情報ネットワーク」

ホームページアドレス

<http://www.kaigonw.ne.jp/>



電話介護相談

- ・社会福祉士・ケアマネジャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関する相談に電話でお応えします。
- ・認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。

各種サービス優待紹介*1

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢者の生活を支える各種サービスを、優待条件でご紹介します。

*1 サービスのご利用にかかる費用はおお客様のご負担となります。お住まいの地域ややむを得ない事情によって、サービスの利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合、優待条件でご利用いただけない場合があります。

ご注意ください（各サービス共通）

- ・保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、デイリーサポート、介護アシストのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とします。
- ・メディカルアシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はおお客様のご負担となります。
- ・「サービスのご案内」における「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。

申込手続き

新しくご加入される方

添付加入依頼書に必要事項をご記入・フルネームでご署名の上、各校舎・機関の厚生担当部署へご提出ください。(記入方法は下記「加入依頼書記入例」をご参照願います。)

既にご加入されている方

表紙記載の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みますので手続きは不要です。変更の希望がある方、更新の意思の無い方は取扱代理店東海ウイング株式会社までお申し出ください。

加入依頼書提出先
各校舎・機関の厚生担当部署

加入依頼書提出締切日
5月31日(金)

この保険契約は学校法人東海大学を保険契約者とする団体総合生活保険団体契約となり、保険の対象となる方(被保険者)で本人として加入できる方の範囲は学校法人東海大学の教職員、その配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟に限ります(個人コースの場合は、学校法人東海大学の教職員の皆様と同居されている親族の方も本人として加入できます)。保険証券は契約者に発行され、加入者には8月下旬頃、団体保険加入者票をご自宅にご郵送いたします。

ご加入後、変更や脱退される方

取扱代理店東海ウイング株式会社までお申し出ください。
退職等により団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店東海ウイング株式会社(TEL 0463-97-4141)までご通知ください。

加入依頼書記入例 ~新規加入の場合~

カタカナで部署名・6桁の教職員番号をご記入ください

必ずご記入願います。

ご住所・電話番号・ご加入者名・生年月日をご記入ください。性別に○をしてください。
※保険料を給与天引致しますので、学校法人東海大学の教職員の皆様は加入依頼者となります。ご注意ください。

E 東海大学 団体保険加入依頼書		東京海上日動火災保険株式会社		保険会社提出用
ご記入日 (加入依頼日)	平成 31 年 ● 月 ● 日	保険期間	平成 31 年 7 月 1 日 ~ 平成 32 年 7 月 1 日	
郵便番号	●●●●●●	連絡先 (電話番号)	●●●●●●-●●●●	加入者 証券番号
カナ	トウキョウト●●ク●●チョウ 1-2-3	生年月日	●●/●●/●● 60 年 4 月 7 日	性別
漢字	東京都●●区●●町 1-2-3	所属名	ガッコウホウジン トウカイダイガク	所属コード
カナ	トウカイ タロウ	漢字	学校法人 東海大学	社員コード
お名前	東海 太郎	ご署名(自署)・ご捺印欄	東海 太郎	123456
ご希望のお取扱い (○をつけてください)	新規(○)加入	更新	加入内容変更	被保険者明細追加
			本被保険者明細は更新しない	全員更新しない
本人のお名前	カナ	生年月日	●●/●●/●● 60 年 4 月 7 日	加入者からみた続柄 (□ご参照)
漢字		性別	●● 女性	★他の 保険契約等
本人の 住宅 (建物) 所在地	カナ	★職業・職務 (□ご参照)	010	傷害補償 職種級別
漢字				A・B
傷害賠償 セットプラン	生活用動産 プラン	タイプごとの補償内容や保険料等については募集パンフレット等にてご確認ください。		
タイプ	タイプ			
K1	D1			
被保険者・1回分保険料	加入者・1回分合計保険料			
8,470 円	8,470 円			

ご希望のご加入タイプ
をご記入ください。

1回分保険料をご記入ください

補償の対象となる方についてご記入ください。

●個人コースご加入希望の場合
※学校法人東海大学の教職員の皆様およびそのご家族(配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟、および教職員の皆様と同居されている親族の方)のなかから記名してください。
被保険者は記名された方のみとなります。
生年月日・性別・加入者からみた続柄をご記入ください。

●家族コース・夫婦コースご加入希望の場合
※学校法人東海大学の教職員の皆様およびそのご家族(配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟)のなかから記名してください。
被保険者は記名された方のほか、次のとおりとなります。
①記名された方の配偶者
②記名された方または配偶者の同居の親族(家族コースのみ)
③記名された方または配偶者の別居の未婚のお子様(家族コースのみ)

個人コースご加入希望で被保険者が複数名になる場合は、取扱代理店東海ウイング株式会社までお問い合わせください。

■団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

【傷害補償】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動（以下「弊社」といいます。）は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等、医学的他覚所見のないもの等
	後遺障害保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けた場合 ▶入院保険金額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限り*3。 ※1傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ※2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動します）。 ※31事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金額の10倍の額のみお支払いします。	
通院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院（往診を含みます。）された場合 ▶通院保険金額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等のためにギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ※1ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいひ、 ^{（別）} 頸椎固定用シーネ、 ^{（別）} 頸椎カラー、 ^{（別）} 頸部のコルセット、 ^{（別）} 鎖骨固定帯、 ^{（別）} 胸部固定帯、 ^{（別）} 肋骨固定帯、 ^{（別）} 軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。		

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合 ●日常生活に起因する偶然な事故 ●保険の対象となる方が本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任*1）によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*2または銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害等
	※国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ※弊社との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。	
		*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*3中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。 *2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は補償の対象となります。 *3 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
住宅内生活用財産特約	国内での保険の対象となる方の居住に使用する住宅内（敷地を含みません。）に所在し、保険の対象となる方が所有する家財*1に損害が生じた場合 ▶損害額（修理費）から免責金額（自己負担額：1事故について5,000円）を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*2を限度（乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個あたり30万円を限度）とします。また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※以下のものは補償の対象となりません。	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かびによる損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電気的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）に起因する損害等
	・自動車（ゴルフ・カートを含みます）。・自転車、・サーフボード、ラジコン模型等 ・船舶等 ・携帯電話、ノート型パソコン等 ・手形その他の有価証券（小切手は含みません。）等 ・設備、什器や商品、製品等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・データやプログラム等の無体物 ・動物、植物等の生物等	
	*1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。 ・保険の対象となる方の単身赴任先 ・保険の対象となる方のお子様を含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先 *2 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報のご説明）

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。
※ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

[マークのご説明]



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●住宅内生活用動産特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定



この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法



払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について



(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)
ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます（例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。）。

7 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらぬ場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なることがあります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項・通知事項一覧]

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約	傷害補償	個人賠償責任・住宅内生活用動産
生年月日		★*1	★*2
職業・職務*3		☆*4	—

※すべての補償について「他の保険契約等*5」を締結されている場合はその内容についても告知事項（★）となります。

*1 子ども傷害補償以外の場合には、告知事項とはなりません。

*2 子ども傷害補償にご加入されていない場合には、告知事項とはなりません。

*3 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*4 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットいただいた場合には、告知事項・通知事項とはなりません。

*5 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人



【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。
死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明させていただきますようお願い申し上げます。
死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。
*1 家族型補償（本人型以外）の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たにご加入のご注意



現在のご加入を解約、減額等を行うことを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。
・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
・新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間の初日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
・保険の対象となる方の健康状態等により、引受けをお断りをする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。
・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による契約の取消しが適用される場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なる場合があります（例えば、乗換えて新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。）。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたりない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

●すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

2 解約されるとき



ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
*1 解約日以降に請求することがあります。
*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明させていただきますようお願い申し上げます。

4 満期を迎えるとき



【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
●弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新したく場合、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等について確認いただき、変更があれば訂正いただけますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

●傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすることにご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効となります。
●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効となります。
①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といえます。）。の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社にご加入を解除することができます。

- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等の取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

4 その他ご加入に関するご注意事項

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。



- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことから記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

5 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります）
 - ・弊社の定める就業不能状況記入書
 - ・弊社の定める就業障害状況報告書
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・所得を証明する書類
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいらない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番（事故受付センター）のご連絡先は、後記をご参照ください。

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

<input type="checkbox"/> 保険金をお支払いする主な場合	<input type="checkbox"/> 保険金額、免責金額（自己負担額）
<input type="checkbox"/> 保険期間	<input type="checkbox"/> 保険料・保険料払込方法
<input type="checkbox"/> 保険の対象となる方	
2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

確認事項
<傷害補償> <input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ ※各区分（AまたはB）に該当する職業例は下記のとおりです。 <input type="checkbox"/> 職種級別Aに該当する方： 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 <input type="checkbox"/> 職種級別Bに該当する方： 「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」（以上、6職種）
<全ての補償共通> <input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認いただきましたか？
 特に「保険金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。
 *1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

この保険は、学校法人東海大学をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として学校法人東海大学が有します。

東京海上日動火災保険株式会社

保険に関するご意見・ご相談：東京海上日動火災保険株式会社 公務第二部 文教公務室 03-3515-4133（平日9時～17時）
 事故のご連絡・ご相談：東京海上日動火災保険株式会社 東京海上日動安心110番 0120-119-110（24時間365日）
 東海ウイング株式会社 0463-97-4141（平日9時～17時）
 携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。
 東京海上日動のホームページのご案内 <http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>



一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808（通話料有料）

IP 電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

受付時間：平日午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）